

公建計第2785号

令和8年3月25日

大阪府都市整備部
住宅建築局公共建築室

建設工事の入札参加業者の皆様へ

アスベストの事前調査に係る調査者の資格等について

大気汚染防止法第十八条の十五第一項に規定する解体等工事（※）を行う際には、関係法令等に基づき、当該調査を適切に行うために必要な知識を有する者によるアスベストの事前調査が必要です。

公共建築室が発注する工事においては、その調査を適正かつ厳格に行うため、下記のとおり、所管部局の指導に基づき、調査を行う者を義務付けております。

（※）建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事

記

1 建築物の解体等工事を行う場合

- 令和5年10月以降に着手する建築物の解体等工事に係る事前調査について
(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o120080/jigyoshohido/asbestos/yuusikakusya.html>)

2 工作物の解体等工事を行う場合

- 工作物の石綿事前調査について
(https://www.pref.osaka.lg.jp/o120080/jigyoshohido/asbestos/kousakubutsu_zizentyousa.html)

○ 上記に関する問合せ窓口

大阪府 環境農林水産部 環境管理室 事業所指導課 大気指導グループ

連絡先：06-6941-0351（内線3874）